

○郡山市男女共同参画推進条例

平成15年3月25日

郡山市条例第13号

改正 平成30年3月26日郡山市条例第20号

目次

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的な施策（第10条—第21条）

第3章 男女共同参画審議会（第22条—第26条）

第4章 苦情及び相談（第27条—第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって、市民一人一人が性別にかかわらず、その人権が尊重され、あらゆる分野において平等な、豊かで活力ある「男女共同参画のまち郡山」の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、勤務する者及び在学する者をいう。
- (4) 事業者 営利、非営利を問わず、市内で事業活動を行っている個人及び法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重されること。
- (2) 男女が、個人としてその能力を十分に発揮し、性別による固定的な役割を強制されることなく、自己の意思と責任により多様な生き方を選択することができるよう配慮されること。
- (3) 男女が、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と地域、職場、学校その他の活動とを両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女が、対等な関係の下に、互いの性についての理解を深め、妊娠、出産その他の健康についての自らの意思が尊重され、生涯にわたる心身の健康が維持されること。
- (6) 男女共同参画が、国際社会における取り組みと密接な関係を有していることにがんがみ、国際的協調の下に推進されること。

(市の責務)

第4条 市は、市の重点施策として男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画推進施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民及び事業者との協働並びに国、県及び他の地方公共団体との連携に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる分野において男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女が対等に参画する機会の確保及びその活動と家庭等における活動との両立に配慮し、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画に関する教育)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性にかんがみ、個々の教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画の基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 市民は、次代を担う子どもたちの教育に関し、家庭及び地域から、男女がともに積極的に参画するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、次に掲げる行為（以下「性別による権利侵害」という。）をしてはならない。

(1) 家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場における性別を理由とする差別的取扱い

(2) 家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場における性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は性的な言動に対する相手方の対応により、その者に不利益を与える行為

(3) 夫婦、恋人等の男女間における身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与える暴力的行為

(表現上の留意事項)

第9条 何人も、広く市民に提供する情報においては、次に掲げる表現を行わないよう努めなければならない。

(1) 性別による固定的な役割分担意識、配偶者等に対する暴力的行為等を助長する表現及び連想させる表現

(2) 過度の性的な表現

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的な施策

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映するよう努めなけ

ればならない。

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ郡山市男女共同参画審議会に意見を求め、その意見を尊重しなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第11条 市長は、男女共同参画推進施策の実施状況等について、毎年、報告書を作成し、公表しなければならない。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画推進施策を効果的に実施していくため、必要な調査研究を行うものとする。

(広報及び啓発)

第13条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の理解を深めるため、その広報及び啓発活動に努めなければならない。

(事業者からの報告)

第14条 市長は、男女共同参画の推進に関し、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画に関する事項について報告を求めることができる。

(事業者の表彰等)

第15条 市長は、男女共同参画の推進を積極的に実施している事業者を表彰し、公表するものとする。

(男女共同参画推進拠点施設)

第16条 郡山市男女共同参画センター条例(平成14年郡山市条例第3号)第2条に規定する郡山市男女共同参画センターを男女共同参画推進施策を実施し、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取り組みを支援するための拠点施設とするものとする。

(男女共同参画推進週間)

第17条 市民及び事業者の男女共同参画の推進に関する理解並びに自主的な取り組みを推進するため、男女共同参画推進週間を6月に設ける。

2 市は、男女共同参画推進週間において、市民及び事業者との協働の下に、男女共同参画の推進を図る各種行事等を実施するものとする。

(積極的改善措置への支援)

第18条 市は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画の機会の格差が生じている場合は、積極的改善措置が講ぜられるよう情報の提供その他の支援に努めなければならない。

(女性の人材育成)

第19条 市は、女性の人材育成のために必要な教育及び研修の機会の充実に努めなければならない。

(家庭生活等と職業生活の両立支援)

第20条 市は、男女がともに家庭生活及び地域生活と職業生活とを両立することができるよう、子の養育及び家族の介護等において必要な支援に努めなければならない。

(自営業者に対する支援)

第21条 市は、農業、商業その他の自営業に従事する男女に対し、男女共同参画の推進に必要な

情報の提供その他の支援に努めなければならない。

第3章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第22条 男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することについて必要な事項を審議するため、郡山市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所管事項)

第23条 審議会の所管事項は、次のとおりとする。

(1) 基本計画に関する事項を処理すること。

(2) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。

2 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第24条 審議会は、16名以内の委員をもって組織する。この場合において、男女の委員のそれぞれの数は、同数となることを原則とする。

2 委員は、男女共同参画に関し、識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(平30条例20・一部改正)

(委員の任期)

第25条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(委任)

第26条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 苦情及び相談

(苦情の申出及び処理)

第27条 市民及び事業者は、男女共同参画推進施策又は市が実施する施策で男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められるものについて、苦情がある場合は、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項に規定する申出があった場合は、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市長は、前2項に定める苦情の処理を迅速かつ適切に行うため必要と認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

(平30条例20・一部改正)

(相談の申出及び処理)

第28条 市は、市民及び事業者から性別による権利侵害に関する相談の申出があった場合は、関係機関と連携を図り、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

第29条 この章に定めるもののほか、苦情及び相談の申出及び処理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 こおりやま男女共同参画プラン（平成13年2月22日策定）は、第10条第1項の規定により策定した基本計画とみなす。

(郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年郡山市条例第69号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成30年郡山市条例第20号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。